

京都府商店街再出発設備投資補助金  
事前調査票（仮申請書）

※以下の4点に御留意いただき、本票の御提出をお願いいたします。

- 事前調査票（仮申請書）により補助金額の予算の見積りを行いますので、提出のない中小企業者が本申請を行うことは原則認められません。
- 事前調査票（仮申請書）に記載された補助金想定額を超えて本申請を行うことはできません。
- 事前調査票（仮申請書）の提出により補助金の採択を約束するものではありません。
- 補助金は予算の範囲内で交付するため、希望された金額の全てに応じられないことがあります。

（提出日：令和2年7月〇日）

加盟している 商店街団体等	名称 <b>京都府庁商店街</b>					
※必ず商店街団体等の代表者に 押印いただけてください。	代表者の職・氏名 <b>会長 商店街 次郎</b>	⑩				
法人名又は屋号	<b>株式会社 京都府庁</b>	本票裏面の補助対象者を御確認 いただき、該当する場合は 右欄に○をつけてください。	○			
フリガナ	キョウト タロウ					
代表者名	京都 太郎					
店舗所在地	〇〇市〇〇番地					
業種	(該当するものに○を付けてください)					
	<input type="checkbox"/> 建設業	<input type="checkbox"/> 製造業	<input type="checkbox"/> 卸売業	<input checked="" type="checkbox"/> 小売業	<input type="checkbox"/> 宿泊業	<input type="checkbox"/> 飲食サービス業
	<input type="checkbox"/> 医業	<input type="checkbox"/> その他 ( )				
総事業費 (消費税抜き) ※75万円以上であること				1,500,000 円		
補助金想定額 (総事業費×2/3) 上限300万円, 下限50万円				1,000,000 円		
新型コロナウイルス 感染症の拡大予防に 対応する点	○店舗内のレイアウトの変更工事 身体的距離の確保が可能となり、感染防止に繋がる。 ○エアコンの導入 室温を一定に保ちながら換気を行うことが可能となり、感染防止に繋がる。					
事業内容	新型コロナウイルス感染症の拡大予防に必要な設備投資又は店舗改修について、品目、 個数、工事内容等を詳しく記載してください。 ※ただし、汎用性があり、目的外になり得るものは対象になりません。 (パソコン・タブレット端末、スマートフォン・デジタル複合機、自動車等車両購入費など) ○店舗内のレイアウトの変更工事費用一式 900,000円 店舗内通路の拡張工事を行う。 ○エアコンの導入経費 600,000円 (3台×200,000円)					
実施予定時期	(令和2年4月から令和2年12月までの期間内で記載してください。) 令和 2 年 4 月 ~ 令和 2 年 11 月					
担当者名	京都府 次郎					
担当者電話番号	(日中連絡が取れる電話番号をお答えください。) (〇〇〇) △△△△-××××					
担当者メールアドレス	(連絡が取れるメールアドレスをお答えください。) △△△△@××××					

## 補助対象者

府内の商店街団体等の会員である中小企業者

## ① 中小企業者

業種	常時使用する従業員の数	資本金又は出資額の総額
製造業・その他の業種	300人以下	又は 3億円以下
卸売業	100人以下	又は 1億円以下
小売業	50人以下	又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下	又は 5,000万円以下

※小規模事業者及び個人事業主も含まれます。

## ② その他 病院(従業員300人以下)、NPO法人等

## 【補助対象とならない方々】

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する「風俗営業」（パチンコ店、麻雀店、ゲームセンターなど）及び第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者
- ・ 社会福祉法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、学校法人、宗教法人（病院を除く）
- ・ 農林水産業を営んでいる方（法人を含む）
- ・ みなし大企業（大企業である親会社から出資を受けているなど、実質的に大企業の支配下にある会社）と認められる者
- ・ 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に規定する暴力団員等

## 事業概要

補助率 2/3以内 補助上限額300万円  
補助下限額 50万円

## 補助対象期間

令和2年4月1日(水)～令和2年12月31日(木)

補助対象経費  
(消費税抜)

**新型コロナウイルス感染症の拡大予防に必要な工事費、修繕費、備品購入費**  
 (店舗等に据え付けているもので1件10万円以上のものに限る)、システム導入費  
 で、75万円(税抜)以上の経費がかかるもの  
 また、令和2年4月1日から令和2年12月31日までに請求・支払い行為が完了  
 するもの